

<西川材とは?>

埼玉県の南西部、荒川支流の入間川・高麗川・越辺川の流域を西川林業地と呼んでいます。

江戸時代、この地方から木材を筏により江戸へ流送していたので、「江戸の西の方の川から来る材」という意味から、この地方の材が「西川材」と呼ばれるようになりました。

<西川材を使用することのメリット>

○木材の良さ ~色、艶、強度に優れた西川材~

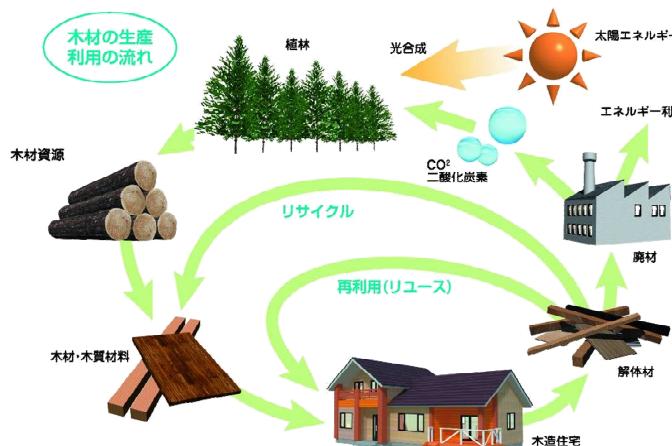
西川林業地は、気象条件や土壌がスギ・ヒノキの生育に適しており、また枝打ちや間伐を丹精こめて行っています。

そのため西川材は色、艶がよく、年輪が緻密で節の少ない良質な木材であると言われています。

○環境へのやさしさ ~木材の地産地消~

木材は資源の乏しい日本にあって、循環して利用できる貴重な資源です。

西川材を住宅などに多く利用していくことによって、地域の産業としての林業が振興されるばかりではなく、森林の整備も促進され、地球温暖化にも貢献するものと考えています。



飯能市 西川材住宅等 建築補助金



飯能市役所 建築課

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1-1

TEL : 042-973-2170 (直通)

FAX : 042-974-6770

※このパンフレットは、令和3年度の補助内容を説明したものであり、年度により制度を変更することがあります。

〈概要〉

西川材を使用して住宅等を建築・リフォームされる方又は木塀等を設置される方に補助金を交付します。

新築は最大50万円、リフォーム・木塀等の設置は最大20万円を助成します。

※飯能市森林認証材を使用した場合、その使用量に応じ、補助金の額に30%加算します。

〈条件〉

- ・飯能市内に居住、または市内に事業所を有する方の住宅・店舗等であること
- ・西川材の納入が飯能市内の事業者であること
- ・飯能市産の木材を規定量以上使用していること

〈申請手続きの流れ〉

交付申請書の提出

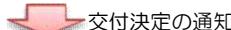
新築は屋根工事完了までに。リフォーム・木塀は書類が揃い次第ご提出ください



書類の審査

(現地検査)

柱等の完成後に見えなくなってしまう木材がある場合に、現地検査を行います



交付決定の通知

実績報告書の提出

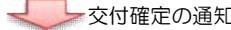
完成後にご提出ください



書類の審査

(現地検査)

内外装材等、完成後に確認が必要な場合に、現地検査を行います



交付確定の通知

請求書等の提出

提出から概ね1ヵ月以内に補助金が交付されます

〈各メニューの条件と補助金額等〉

新築

	①構造材等 (柱など)	②内外装材 (床、壁など)
木材使用量	$3\text{m}^3 \leq 15\text{m}^3$	$10\text{m}^3 \leq 100\text{m}^3$
補助単価	20,000 円/ m^3 ※千円未満切り捨て	2,000 円/ m^3 ※千円未満切り捨て
補助金額	①と②の合計額（最大 500,000 円）	

附属建築物・リフォーム・木塀等

	①構造材等 (柱など)	②内外装材 (床、壁など)
木材使用量	$1\text{m}^3 \leq 5\text{m}^3$	$5\text{m}^3 \leq 50\text{m}^3$
補助単価	20,000 円/ m^3 ※千円未満切り捨て	2,000 円/ m^3 ※千円未満切り捨て
補助金額	①と②の合計額（最大 200,000 円）	
その他	補助対象とする木塀 <ul style="list-style-type: none">・木質部分の面積が1/2以上・高さ 70 cm 以上・適切な根入れがなされ、移動できない構造であること・都市計画法に基づく地区計画区域内では、その制限に適合するものであること	

〈注意事項〉

- ・内外装材の使用面積の算定は、正面図等からの投影面積を対象とします。重なり部分の面積を重複して計上することできません。
- ・1つの木材を、構造材等の使用材積と内外装材の使用面積の両方に計上することはできません。
- ・1つの内外装材については、2面以上を使用面積として計上することはできません。

〈よくあるご質問と回答〉

Q 他の補助金との併用は可能ですか？

A 耐震診断・耐震改修補助金、住宅リフォーム補助金、埼玉県木材協会の埼玉の木みんなで使って豊かな暮らし応援事業と併用可能です。その他の補助金についてはご相談ください。

Q どうすれば飯能市森林認証材の加算を受けられますか？

A S G E C - C o C 認証取得事業者により製材又は加工され、認証された西川材を使用した場合になります。

Q 現地検査は施主の立ち合いが必要ですか？

A 申請内容をご説明いただける方が立会いいたければ、施主の立ち合いは不要です。

Q 建売住宅は補助金の対象となりますか？

A ご入居者が補助対象者となりますので、買主が決まらないと補助金は交付されません。

Q 構造材等のみ、または内外装材のみの申請も可能ですか？

A 木材を規定量以上使用していただければ、どちらかだけでの申請も可能です。

Q ウッドデッキは補助金の対象になりますか？

A 木塀等に含まれ、対象になります。

Q 建築期間が年度をまたいでしまいますが、補助対象になりますか？

A 補助制度が変更や廃止となってしまう場合があるため、確約はできません。